

令和3年度第2回権利擁護専門部会

1. 日時 令和4年2月7日（月） 午後3時から

2. 会場 オンライン開催（千葉県庁本庁舎5階大会議室）

3. 出席者

（1）委員（19名中19名出席）

蒲田委員（部会長） 渋沢委員（副部会長） 有澤委員 五十嵐委員 稲阪委員
植野委員 北川委員 酒井委員 坂本委員 佐久間（利）委員 佐久間（水）委員
佐藤委員 白井委員 高木委員 滑川委員 濱本委員 藤尾委員 村山委員
吉井委員

（2）県

大野障害者福祉推進課長 対馬共生社会推進室長 川崎虐待防止対策班長 他

4. 議題

1 開 会

2 議 題

（1）令和3年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

（2）使用者による障害者虐待の状況について

（3）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

（4）障害者差別に関する相談の受付状況及び令和2年度広域専門指導員等
活動報告書について

（5）令和4年度重点事業について

（6）その他

3. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

議題（1）令和3年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

【藤尾委員】

説明ありがとうございました。今回、事業主向けのほうは中止ということになっていますが、令和4年度も今の状況が続いた場合、どうする予定なのか。おそらくウェビナーなどで配信するというのであれば、興味のある企業とかはやり方によっては参加されると思う。どちらかと言えば企業のほうがこういったものに敏感に反応すると思うので、何らかのかたちで集合でなくても開催できる方向を探られたほうがいいのではと思っている。今後の計画や方針などがあれば教えていただきたい。

【事務局】

事業主向け研修については、現時点でメールアドレス等を把握していなかったなどの理由で今年実施できなかったが、来年以降、差別解消法が改正され、事業主の皆様も権利擁護の意識が高まっていると思うので、何らかのかたちで開催できればと考えている。

【藤尾委員】

その際に例えば産業人材課や障害者就業・生活支援センターの協議会のほうから企業向けに発信したり、場合によっては商工会、中小企業家同友会、特例子会社の連絡会などツールはたくさんあるので、そういったところを使って発信するというかたちでできるのではないかと思う。

【村山委員】

一般向け講演会では今年初めて学校、保育所、医療機関等にされたということで、大変いい試みだと思って期待しているところだが、Youtube 配信だとすると、アンケートなどで講義を聞いての感想や質問とかその辺りの把握はどうされているのか気になるところで、何か反応とか感想、意見を集めているのであれば簡単でもいいので報告していただきたい。

【事務局】

現在、アンケートについては取りまとめ中だが、小学校等からは障害を「個性」と捉えるのではなく、「特性」と捉え、合理的配慮を前向きに実践していきたいという意見や病院では特に身体拘束等に関して、医学的な観点とともに、障害者を縛るという行為が権利擁護に反するのではないかという視点を持ちたいといった感想をいただいている。

【佐久間（水）委員】

今回の学校、保育所、医療機関等の研修では、スキームから外れた3つのことを同日に説明しなければいけなかったので大変だった。やはり学校、保育所でひとまとまり、医療機関でひとまとまりとした上で、今後、どこを重点に置くかということはもう一度考える必要があると思っている。

児童分野では、虐待を受けた後に脳にダメージが残ること、見た目では分からないだろうと思っても、CT等を撮ればやはり脳に残るということを強調してほしいという話を聞いていたので、このような内容を併せて伝えた。また、福祉的な観点も重要だが、医学的な観点も必要であるということ、特別支援学校の関係者から教えていただいたので、情報提供させていただく。

議題（2）使用者による障害者虐待の状況について

【渋沢委員】

資料2の7ページの虐待が認められた障害者の数と4ページの通報届出対象になった数のうち、種別について、御説明の中で心理的虐待については、労働者と雇用者の認識の違いがあつて認められているのがほぼ10分の1くらいになっているかと思うが、認められなかった方というのは、ケースバイケースではあると思うがどうなっていくのか。虐待が認められなかったにしても、指導なりそういったものはなされているのか。

【北川委員】

どうしてもパワハラというのは定義が非常に曖昧で、定義もされていないような状況ではなかなか難しいところではあるが、色々な労働者の相談を受けて対応するというのはど

の事業所にも求められているので、パワハラの有無ということも重要であるけれども、そういう相談があればパワハラの有無に関わらず、電話して「こういった対応が必要ですよ。」といった指導という強いところまではできないが、お願いはできるので、ある意味、労働局が対応して法律の趣旨を説明するということでも事業所は行政指導の一つとして捉えるということもあるので、虐待が認められない事案についても各事業所を訪問して理解を得ている状況である。

【藤尾委員】

普段、我々は雇用対策課さんとかと連携を取って仕事をさせていただいているが、障害のある方からの虐待案件ということになると、何らかそこに支援が必要な状況が起きているのではないかと思う。どちらが良かった悪かった、認められる対象になるかならないか以外の道として、例えばそれをきっかけに支援機関が入る、あるいはそこに繋げるという動きはあるのか。これは障害福祉のほうではそういった動きをしていくと思うので、何らか認める対象になるなら以外の次の手立てが必要なのではと感じるが、そういった事例というものはあるのか。

【北川委員】

私のところまではそういった対応が直接入ってこないため、答えづらいところだが、支援というのはあくまでも行政としての対応となってしまうので、民間のように色々と支援できるところを紹介してというのは現状においてはなかなか難しい。もしかしたらこのような件に対応するハローワークとかであれば何らかの回答ができたかもしれないが、こちらは取りまとめるところなので、これくらいの回答しかできず申し訳ないです。

【藤尾委員】

おそらく、ハローワークの担当の方であれば、我々、障害者就業・生活支援センターも厚生労働省の委託で動いている事業なので、連携を取りながらその先の支援という流れになっていくと思うので、そこが上の取りまとめのところまでは情報として挙がっていないという判断でよろしいか。

【北川委員】

私もハローワーク系の職員ではないということもあって、そのハローワークの直接の対応というところまでは肌で感じているところではない。従って、今のような回答となってしまったが、おそらくハローワークのほうでは色々なところと連携して対応されているものだと思っている。

【滑川委員】

これは国の結果だと思うが、千葉県も同様に令和2年度の虐待通報件数が減少しているのかということと、一番気になるのは、雇用で働いている方たちはあまり福祉に繋がっていない方たちもいると思うが、本人たちに自分たちが虐待に対して通報してもいいんだというような情報提供みたいなものは千葉県ではどういう取組みをされているのか教えていただきたい。

【北川委員】

千葉県の数字は50件にも満たない数字なので、今回はあえて触れなかったが、千葉県の数字も減ってはいる。ただ、数字が少ないので、減った増えたという話でもないかと思ったのであえて言うてはいない。あともう一つは、

【滑川委員】

働いている当事者に虐待についてどのように自分たちの権利を守るため通報してもいいんだ、届け出てもいいんだというような当事者の方々への情報提供は千葉県ではどういう取組みをしているのか。

【北川委員】

千葉労働局においては、県内10か所に相談コーナーを設けて、色々な相談を受けているので、もしその方が悩んでホームページ等で相談窓口などを調べればそういったところには繋がるが、全ての人に相談を受けられるということを伝えるのは正直、役所には限界があるのかなと感じているところである。従って、他にも色々相談機関があるので、そこと連携して一つの窓口一覧表のようなものを作って周知する等の取組みはしているので、どこかで網に引っかかってくればいいのかという風に考えている。もし何かいいアイデアがあれば取り入れていきたいので、教えていただくと検討もできるのかなと。ここ

は本当に悩むところである。

【植野委員】

千葉県各市町村にろうあ協会との連携というかたちでやっているが、一つ気になることは、全部の情報ということではないが、地域協議会など自立支援協議会も含めてだが、障害者差別の相談件数について特にない。少ないというようなことも聞いている。そういったことについて、啓発が不足しているのかどうかこの辺の事情は分からないが、今後調査をするときには例えば、地域協議会の場で差別の相談件数などの報告などそれに基づいた議論、一年間で何回くらいあったのかというような数も各市によっての一覧があった方がいいのではないかと思います。何もそういった情報がないという状況で心配をしているのでお願いしたい。

議題（3）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

【植野委員】

先ほどの質問勘違いをして今回のテーマになってしまいました。改めて、実際に地域協議会の立ち上がっている数というのは非常に増えており、嬉しく思っているが、その中で差別に対するテーマの協議は少ないと聞いている。今後の調査でどのくらい数があったかということも含めて加えていただきたい。それからもう一つ、窓口について相談があっても地域協議会又は障害者差別の窓口、あくまでこれが啓発であるということ、その啓発を目的ということをよく仰っているが、啓発つまり相談で解決することが難しいということも諦めている部分もないわけではないということも今後の検討課題だと思い、加えていただきたい。これがまとめて一つ。二つ目ですが、対応要領の策定について、かなり増えてきて非常にいいことだと思うが、気になっていることは、窓口がどこにあるのか、障害福祉課、障害支援課というところだと思ったら別のところの総務課に窓口があったり、かなり離れたところにあったりで窓口が非常に分かりづらい部分があるように聞いている。その辺りも状況が分かれば教えていただきたい。それから最後に先日の会議で出していると思うが、千葉県で情報コミュニケーションのガイドラインというものが既に策定されている。それを参考に対応するというか対応要領の中に盛り込んでいる市町村もあると思うが、全くそれを盛り込んでいないものもある。もっと改めてガイドラインを強く啓

発、対応要領の中に加えていただくようなことも含めて検討していただきたい。

【事務局】

まず、市町村の地域協議会における差別事案の検討については、今回、各市町村の地域協議会の運営状況がどのようになっているのか初めて調査をさせていただいた。詳細な項目はあまりできていなかったというところもあり、議事内容資料3-2で一応内訳として各市町村で何を行っているかを大まかな区分では示したところだが、差別が何件あったか、それについてどのくらい協議したのかについては、まだ把握していない状況なので、それについては、今後どのようなかたちで市町村に伝え、こちらで把握するか検討させていただければと思う。それから啓発についても、行っているということで承知しているところだが、どのようなかたちで啓発しているのかはまだ把握できていないので、これも同じく今後の照会の在り方で検討させていただければと思う。それから窓口の関係については、正直なところ県のほうでも窓口は全て障害福祉関係課だと認識しているところであったが、詳細についてまた確認し、お知らせが可能であれば、お伝えできればと考えている。それから情報ガイドラインについて、各市町村の対応要領に盛り込んでいないところもあるのではないかとということで、先日の会議でも御意見をいただいた。これについては、今後、同じ調査かどうかは未定だが、これから情報提供、確認というかたちで検討していきたいと考えている。

【白井委員】

植野委員と若干似たような部分ではあるが、地域協議会の設置ということで、設置数は結構進んでいるが、やはり実態として中身の問題が大事で、私も設置済みであるところに関わっているけれども、自立支援協議会と一緒にやると言っても、ほとんど差別解消に関する議案の検討というものはされておらず、色々と混ざっているというのが実態だと思う。差別解消だったり合理的配慮というのは日常の中で非常に大事かと思うので、今後、県が市町村のほうに依頼というか情報提供などをお願いしたい。尚且つ市町村が今どんどん色々なことをやらなくてはいけなくて、その中でさらに医療ケア児の問題だったり精神障害の地域包括ケアの委員会も設置しなければならないとなると、色々と重なってきてしまって、結局中途半端な検討しかできないというのが実際ある。それと広域専門指導員の関わりというのがなかなか見えにくいので、そういった連携も住民サイドに見えるようなかたちで行っていったらいいと思う。

【渋沢委員】

まず、質問としては、この調査はまた数年後とかで実施する予定はあるのか。

【事務局】

この調査は1回実施したが、今後どのようなかたちで実施するのかは、国において差別解消法が改正され、それを受けて基本方針の改定作業が進められている。その中で色々と盛り込まれてくると思われるが、その中の一つとして、地方公共団体と国の連携に関することが入ってくると思う。それは夏ごろに把握できると思われるが、当課としては、それも踏まえたかたちで改めてより良いかたちの照会ができればと考えている。

【渋沢委員】

そのうえで意見ですが、前にもこの場で話になったことがあるような気がするが、立ち上げてみたはいいものの、何をすればいいかということは何人かの委員の方が発言されていたかと思う。私の地元では、郡内の1市6町村で合同設置しているが、郡内に中学校一年生が1300人くらいいて、その人たちに毎年啓発のリーフレットを送る取組みや盲導犬の体験などの取組みを始めた。これらは何とかみんなで思いついてやってみようということで始めたことで、何が言いたいかというと、調査をしていただいたのはありがたいが、市町村の現場の協議会の人を知りたいのは何をやっているのだろうということで、例えば事例の検討についても、白井委員が言われたように町村で相談事例というのはあまりないような気がする。そのような中でどんな風に事例検討をしているのかとかもう少し実際の運営に役立つようなことも併せて調査していただきたいということがあるので、もしまた調査する機会があれば、例えばこの部会で調査内容について議論するとかそういうことをやっていただけるといい。あと一つ、私の地元の協議会には条例の相談員の方が入っているが、条例の相談員の方は、県の立場で色々な協議会の現状等を知っていけるような立場であると思うので、その人たちが県内の状況を持ち寄ってまた地域に返してもらうといった取組みは今日からでもできるのではないかと。何より色々な地域の情報をまとめて返していくようなことを県のほうにやっていただけるとありがたい。

【事務局】

今回調査した内容については、大きな区分けであり、具体的な内容が分からないというところはあると思う。それに対して今後、調査するとしたらどのようなかたちでやるのかまた、市町村へのお知らせは可能な範囲内ということになると思うが、それをどのようにやっていくのかということも踏まえて今後、御意見を賜って検討させていただく。それから広域専門指導員の関係についても、内容を具体的にということになると、個人情報等のこともあり、そこを整理してからということにはなると思うので、それについても今後の検討課題とさせていただきたい。

【稲阪委員】

私も地域の協議会の委員長をやっているが、ここ数年やっても正直よく分からない。総合支援協議会との抱き合わせというのは、佐倉では無理だろうとの結論で分けてやっているが、一緒にやっているところは、よく会議ができているなどと思う。どうやっているのだろうというのが疑問である。総合支援協議会は年に2回くらいしかやらない中で議題はたくさんあるため、時間が足りない。そこに差別解消に関する地域協議会の議題についてどう時間を割いているのか不思議である。あとは、渋沢委員も言った通り、直接事例が挙がってくるのは広域専門指導員だと思うので、もっと有効活用してもらいたい。地域協議会に挙がってくる事例というのは、先ほど植野委員が言った通り、無いに等しい。であれば、事例に関しては、千葉県方式を作ってしまった方がいいのではないかと個人的には思う。そうでなければなかなか難しく、結果的に進まないのではないかと思う。今度、差別解消法改正で事業者の合理的配慮が義務化になることから佐倉でやっているのは、電車やバス、タクシーの関係者も協議会に入っているので、その各団体の対応要領とかの作成の手伝いができないかということで、各団体にアンケートを取って、3月の協議会ではそれをテーマに話そうかと計画しているが、結局、年間計画を立てるというのもなかなか難しい。なので、協議会の議題等の部分で事例に関して言うのであれば、もっと条例をイメージしてやった方がより良いのかなという気がする。

【村山委員】

私も今、稲阪委員が言った通り、広域専門指導員にもっと活躍していただきたいと思っ

ている。ただ、広域専門指導員も地域によって働く日数が違うというのも以前、聞いたことがあり、どの程度その方が活動する日にちが設けられているのかは、様々でそれも地域によると思う。その中で広域専門指導員の下に地域相談員が地域に500～600名いて、その方々と広域専門指導員は繋がっており、やっているところは、広域専門指導員が年に1回くらいは勉強会とか情報交換で交流を持っていると思う。そういう方々が、広域専門指導員を挟んで地域協議会と繋がるということができれば、地域相談員から何かしらの困りごと等も挙がってくると思うので、是非、広域専門指導員を必ず地域協議会に入れるというくらいにさせていただけるとありがたい。

議題（4）障害者差別に関する相談の受付状況及び令和2年度広域専門指導員等活動報告書について

【藤尾委員】

相談件数と周知活動状況の数字が非常に気になった。まず、相談件数で人口割りから考えると、習志野が18件で船橋が5件とか、千葉市が10件というのは、普通に考えたらおかしい話だなと思っていたのと、ひょっとしたら習志野が多いのは、この7の（1）（※周知活動状況）のせいなのかなとも思ったが、周知活動状況が習志野が133件、市川が154件、千葉に至っては28件、船橋66件。これは、この数字を出すに当たって、おそらく推進課のほうでも例えば、上げているものと上げていないものがあるとか、一律の条件で上げていないものがあるとか、申し上げにくい言い方をすれば、広域専門指導員の精力的な動きがあるかないかの違いなのか、何かしらの検証をされていると思うが、その辺りについて、お聞かせいただきたい。相談件数は人口割りから考えると絶対におかしく、この状況をそのまま過ごしていくことは良くないことだと思うので、その辺の検証を今どのようにされているのかというのをまずはお聞かせいただきたい。

【事務局】

まず、周知活動件数について、この数字は令和2年度の数字であり、圏域によって大きな違いがあるということ。これについては、各健康福祉センター（保健所）に所属している広域専門指導員の活動というかたちとなり、令和2年度中については、新型コロナウイルスの関係を保健所全体で対応していたこともあり、そういった状況下で何とか周知活動

ができたというところの件数が多くなっているという状況にあると思う。それと比例するかたちでは必ずしもないが、取扱件数について、人口割合に比べての多寡は、たしかに概括的に言えば千葉、東葛、葛南地域が人口的には多いということで、そうすると相談件数も多くなるのではないかということではあるが、一件あたりの昨年度の特徴を言うと、昨年度はコロナの関係で件数自体が少なくなってきたいて、その代わり、活動回数が増えており、終結まで時間が掛かるという特徴があった。また、相談件数については、こういうかたちで数字には出ていないが、差別相談以外に生活相談のようなものも受けたりしており、これについては、毎月広域専門指導員の研修を兼ねて連絡調整会議を開催しており、県庁に集まって困難事例の検討を行うとか、そういったかたちで研修を行っているところであり、今後、隠れた差別等についても、周知活動を含めて考えていきたいと思う。

【藤尾委員】

数字がどうしてこうなったのかというのをしっかりと聞き取りされて、検証されているのであれば、それで私は仕方がない部分もあると思う。例えば保健所が多忙でそっちにいていたということがあるのかどうなのかというところが、今の事務局の回答にあったようなことがもう確認されているのであれば、ある意味、差が出るのは仕方がない。ただ、習志野で133件、市川で154件やっけて、千葉で28件とか船橋で66件というのは、果たしてそれだけの要因なのかなと。習志野も船橋も千葉もみんな同じようにコロナの感染で保健所は多忙だったのかなと思うので、その辺りは少し考えていただきたいと思ったのと、最後に事務局が言われたように、仮に広域専門指導員の活動がその指導員に委ねられていて、ここまではやらないとだめだよというのがないとすると、それは逆に必要なのかなと思う。ある程度一律というか、そこをちゃんと担保した上で進めていくことは必要だと思うので、今お話をいただいたように今後、研修であったりとかそういったものやられていくということであれば、是非しっかりやっけていただければと思う。

【佐久間（水）委員】

事例を聞いた感想としては、相談があったときの対応を一つずつきちんとされていると思う。ここから分かるのは、周りの方から、本当にちょっとした気遣いがあれば済むことが、不安やトラブルの原因となっている。広域専門指導員の方も含めて、ただ問題への対応をするだけでなく、もう一步踏み込んでご本人たちの不安を解消してあげましょうとい

うところまで動けるとよいと思った。

議題（5）令和4年度重点事業について

【渋沢委員】

ここの資料に書いていないことだが、来年度力を入れて取り組んだ方がいいのではと
思っていることがあり、それをこの場で言うのが適切かどうか分からないが、言う場がない
ので言わせていただきたい。一つは虐待の関係で、来年度4月から全ての事業所で全職員
に対して研修を行わなければいけなくなったということは、小さい事業所では結構大変な
ことだなと思っていて、それについて対策を何か考えていくことはしなくていいのか。例
えば、最初に御説明いただいた研修を Youtube で配信されているようだが、これの配信期
間を一定期間長めに設定してみんなに視ていただくこととかをしなくていいのかなど。も
う一つは成年後見制度の関係で、県内の地域における中核機関の設置状況について、調査
を行い、県全体の状況把握ということが必要だと思う。これについて、県でやるとすれば、
この部会で何らかの検討をする必要があるのではないかな。

【事務局】

令和4年4月から虐待防止委員会の設置義務化と身体拘束適正化の義務化というところ
は当課でも小規模事業所への周知というのは考えていて、今この場で申し上げることは
できないが、国とも情報共有等をさせていただき、取り組んでいるところである。研修に
ついては、予算の掛からないところだと思うが、先ほど資料1で掲載している研修は国研
修の伝達ということもあり、著作権上、Youtube への公開はできないが、何か県独自で
できる取組みがあれば実施していけるよう検討している。

【事務局】

成年後見制度の関係ということだが、これについては、担当課の健康福祉指導課に伝え、
どういうかたちで対応できるのかということを検討させていただければと思う。

【濱本委員】

私は、千葉県の虐待防止アドバイザーとして令和3年度もいくつかの施設、事業所を実際に訪問して、その施設での困りごとというか虐待が発生する要因や原因がその施設、法人によって様々なので、それに関してアドバイザーをさせていただいた。もちろん、研修をしていくことを周知徹底するということは大切なことだが、今年度もまた千葉県内で報道されているような虐待事件が発生していることを考えたときに、やはり的確にアドバイザーとしてスーパーバイズができるような人を施設とか事業所、法人に派遣していけるような回数を増やすとか、スーパーバイズができるような人を育成していただくことが必要なのではないかということを感じている。それに関して、令和3年度の予算が532万円ついていて、また令和4年度も同額となっているが、派遣回数に関してはどれくらいを考えているのか伺わせていただきたい。

【事務局】

虐待が発生した施設の問題点というのは、行政目線で指導をしていくよりもアドバイザーから同じ立場で助言いただいたほうがより実践的であったり、申請者が熱心に聞いているなど感じる。コロナの影響で派遣回数自体は少ないが、県だったり市町村のほうからも実際に虐待があった施設で事実確認に行ったところ悪質性があるというような事案であれば、県のほうからも市町村経由で積極的に活用を促しているところ。スーパーバイズについては、特段要請等を行っていないが、アドバイザーを選任する際、私どもが関わりを持っている施設だったり、取組み事例等を聞いていくなかで、この方には任せられるという方がいれば、随時、国の研修の受講案内などと併せてアドバイザー派遣事業に協力いただける方を募っているところである。

【吉井委員】

虐待防止センターもそうだが、差別解消法も障害者条例も制度ができたときはPRされるが、その後はどうしても市民目線から見ると情報が消えてしまう。障害者条例に関しても、件数が伸び悩んでいるとか声が上げられないというのは情報が届いていないということも言えるのかなと思っていて、今まで通りの周知の仕方というよりは、県がメディアにどう発信していくのか、テレビやラジオ、アプリとかネットニュースなどを活用しながら障害者にどう情報を届けてどこに話をしたらいいのか、そういったことを届けることが重要だと思うので、ぜひ来年度の予算の使い道の中で広域専門指導員とか市町村におけ

る活動もそうだが、メディアを上手く使って県としてどう発信していくのかというところを検討していただきたい。

【植野委員】

民生委員のことで一つお願いがある。ろう者も他の障害者もそうだが、一番身近な存在であるのが民生委員だと思う。だが、一部の地域で民生委員の情報について、個人情報だから全く公開しないし名簿も連絡先も教えないと言われたところがある。自治会に問い合わせても自治会では個人情報を教えることはできないということで障害者は非常に困っている。市役所に行って事情を説明し、内容を確認して辛うじてようやく繋がるというような状況というところもあるよとのこと。市町村の判断によるという話だが、色々問い合わせしたところ、公開しているところもある。ですから、相談の制約がでてきているところもある。民生委員は特別公務員という扱いだと聞いているが、それにも関わらず、より利用しやすい環境でないということがある。その現状を今後、検討していただきたい。

【事務局】

これについては、当課で状況を把握していないため、担当課である健康福祉指導課のほうに後日、意見として伝えさせていただく。